

実績評価書

平成20年8月

| | |
|--------------|--|
| 評価の対象となる施策目標 | 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること |
|--------------|--|

1. 政策体系上の位置付け等

| | | |
|---|----------|--|
| 基本目標 | Ⅱ | 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること |
| 施策目標 | 5 | 生活衛生の向上・増進を図ること |
| 施策目標 | 5-1 | 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること |
| 個別目標1 | | 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること |
| | | (主な事務事業) ・標準営業約款普及啓発事業費 |
| 個別目標2 | | 建築衛生の改善及び向上等を図ること |
| | | (主な事務事業) ・建築物環境衛生管理対策費 |
| 施策の概要(目的・根拠法令等) | | |
| 1 目的等 整容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の振興策及び多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。 | | |
| 2 根拠法令等 ○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号) ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)等 | | |
| 主管部局・課室 | 健康局生活衛生課 | |
| 関係部局・課室 | | |

2. 現状分析

| |
|---|
| <p>生活衛生関係営業は、その施設数が平成19年3月末現在で約260万施設に上っており、我が国の経済において大きな位置を占める産業であるとともに、国民の日常生活に密接に関係する営業であることから、公衆衛生の向上、増進を図っていくことは引き続き重要な課題となっている。</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象となる特定建築物は、平成18年末現在、全国で3万9千棟余り存在しており、増加傾向にある。建築物の増加及び施設の多様化により、建築物における環境衛生の維持管理は複雑化しており、今後とも適切な維持管理がなされ、環境衛生が良好に保たれるよう努めていく必要がある。</p> <p>(参考)厚生労働省ホームページ 生活衛生関係営業施設数 http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/07-3/kousei-data/data/19726.xls 特定建築物施設数 http://www.dbt.k.mhlw.go.jp/toukei/data/130/2006/toukeihyou/0006097/t0135915/HAR0180_0</p> |
|---|

01. html

3. 施策目標に関する評価

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 振興計画の認定件数(単位:件数) (-/-) | 519 | 517 | 517 | 518 | 518 |
| 2 標準営業約款登録施設数(単位: 施設数) (-/-) | | | | | |
| 理容業 | 59,350 | 58,954 | 51,230 | 46,731 | 45,998 |
| 美容業 | 26,085 | 25,783 | 22,983 | 21,050 | 20,414 |
| クリーニング業 | 4,721 | 4,614 | 4,430 | 4,198 | 3,503 |
| めん類飲食店営業 | - | - | 149 | 269 | 288 |
| 一般飲食店営業 | - | - | 157 | 284 | 317 |
| 3 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%)(-/-) | | | | | |
| 浮遊粉じんの量 | 1.8 | 1.9 | 2.3 | 2.1 | 集計中 |
| 二酸化炭素含有率 | 0.3 | 0.5 | 0.7 | 0.4 | 集計中 |
| 二酸化炭素含有率 | 8.5 | 10.6 | 12.5 | 13.8 | 集計中 |
| 温度 | 10.4 | 10.0 | 11.4 | 14.3 | 集計中 |
| 相対湿度 | 34.6 | 36.5 | 38.8 | 42.8 | 集計中 |
| 気流 | 0.9 | 1.2 | 1.3 | 1.7 | 集計中 |
| ホルムアルデヒドの量 | - | 2.3 | 3.9 | 2.2 | 集計中 |
| 水質基準 | 0.2 | 0.4 | 0.4 | 1.4 | 集計中 |
| 残留塩素含有率 | 1.8 | 1.6 | 1.8 | 1.9 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、健康局生活衛生課の調べによる(件数は累計値)。 ・ 指標2は、(財)全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されているため、平成16年度までの当該数値は存在しない。 ・ 指標3は健康局生活衛生課調べによる。 ・ 指標3の各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。 ・ 各年度の欄の数値は、前年度(例:H18の場合は、平成17年4月~18年3月)の調査結果である。なお、平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月頃にとりまとめる予定である。 ・ 「ホルムアルデヒドの量」については、平成15年4月から新たに建築物環境衛生管理基準に加えられたため、平成15年度分から測定を開始している。 | | | | | |
| ※振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として5年おきに設定する振興指針にもとづき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。 【参考】平成19年12月時点での組合数 生活衛生同業組合 580 生活衛生同業小組合 3 | | | | | |
| ※標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化、施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。 | | | | | |
| ※建築物環境衛生管理基準：空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置を定めた基準。 (都道府県知事が法の施行上必要と認められる場合に立入検査を行う。) | | | | | |

| |
|---------|
| 施策目標の評価 |
|---------|

【有効性の観点】

振興指針についてはそれぞれの業種について5年ごとに見直しを行っているが（参考：厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei05/14.html>）、平成19年度においては公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とした食鳥肉販売業の振興指針の改正を行った。また、平成17年11月より新たに登録が開始されためん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款登録施設数は、(財)全国生活衛生営業指導センターによる当該約款に係る普及啓発の取組により、平成19年度で288施設と確実に増えており、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等について一定の措置が図られていると評価できる。

建築物環境衛生管理基準は、規制基準に見られるような最低基準ではなく、より望ましいレベルで衛生的な維持管理をするよう指導するという衛生指導的性格を有しており、不適合率を把握し適切な助言等を行うことで、都道府県等が行う維持管理に係る行政指導に資することができるため、高いレベルでの衛生的維持管理の推進に有効である。

【効率性の観点】

生活衛生の維持及び向上を図るためには、生活衛生関係営業における営業施設の衛生水準の向上や経営の健全化は必要不可欠である。振興計画による振興事業の実施等により、厨房器具・備品など施設設備の改善等、経営の近代化及び合理化が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。

個別空調設備やIPM（総合的有害生物管理）に対応した衛生害虫の防除などを行うため、平成20年1月に改正した「建築物環境衛生維持管理要領」及び管理方法の一例を示した「建築物における維持管理マニュアル」を都道府県等に周知し、適切かつ効率的な維持管理の浸透を図っている。

【総合的な評価】

生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興について、営業施設の経営の近代化及び合理化等が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。しかし、経営基盤が脆弱な中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化等により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、引き続き関係施策の推進が必要である。

建築物環境衛生管理基準に係る不適合率については、顕著な減少は見られないものの、目立った増加はなくほぼ横ばいで推移している。不適合が判明した特定建築物については、都道府県等において個々に指導等を実施するため、立入検査を通じて、建築物衛生の改善及び向上等を推進していると評価できる。また、個々の特定建築物に対し、維持管理の指導等を行う際に、「建築物環境衛生維持管理要領」等の浸透を図ることで、衛生的な維持管理の向上に寄与している。

引き続き建築物における衛生に係る状況を把握し、建築物衛生の改善及び向上等に努めていくことが必要である。

4. 個別目標に関する評価

| | | | | | | | | | |
|--|--|--------|--------|--------|--------|----------|-----|-----------|---|
| 個別目標 1 | | | | | | | | | |
| 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること | | | | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | | | |
| 1 | 振興計画の認定件数(単位:件数) (-/-) ※施策目標に係る指標1と同じ。 | 519 | 517 | 517 | 518 | 518 | | | |
| 2 | 標準営業約款登録施設数(単位:施設数) (-/-) | | | | | | | | |
| | 理容業 | 59,350 | 58,954 | 51,230 | 46,731 | 45,998 | | | |
| | 美容業 | 26,085 | 25,783 | 22,983 | 21,050 | 20,414 | | | |
| | クリーニング業 | 4,721 | 4,614 | 4,430 | 4,198 | 3,503 | | | |
| | めん類飲食店営業 | - | - | 149 | 269 | 288 | | | |
| | 一般飲食店営業 | - | - | 157 | 284 | 317 | | | |
| ※施策目標に係る指標2と同じ。 | | | | | | | | | |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、健康局生活衛生課の調べによる。 ・ 指標2は、(財)全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されている。 | | | | | | | | | |
| <p>※振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として設定する振興指針にもとづき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。</p> <p>【参考】平成19年12月時点での組合数</p> <table border="0"> <tr> <td>生活衛生同業組合</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td>生活衛生同業小組合</td> <td>3</td> </tr> </table> | | | | | | 生活衛生同業組合 | 580 | 生活衛生同業小組合 | 3 |
| 生活衛生同業組合 | 580 | | | | | | | | |
| 生活衛生同業小組合 | 3 | | | | | | | | |
| <p>※標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化，施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。</p> | | | | | | | | | |
| 個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | | | | |
| <p>生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興は必要不可欠である。振興計画の認定件数についてはほぼ横ばいで推移しているものの、生活衛生関係営業者においては当該計画に基づいた営業施設の改善等により経営の近代化及び合理化が図られていると考えられ、これまで一定の措置が図られていると評価できる。また、標準営業約款登録施設数については理容業、美容業、クリーニング業については微減の傾向にあるものの、これは昨今の消費者の嗜好の変化、原油価格高騰の影響等により、中小零細事業者が厳しい経営環境に置かれているため、本約款登録施設の廃業等が新規登録施設を上回っていることが原因と考えられる。一方、めん類飲食店営業、一般飲食店営業における登録施設については増加傾向が見られ、本約款に則した事業の取り組みが図られることで施設の衛生水準の維持向上が一層確実に進むものあり、一定の措置が図られていると評価できる。</p> <p>しかしながら、生活衛生関係営業においては経営基盤が脆弱な中小零細企業が依然として多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすいこともあり、経営の悪化等により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、引き続き関係施策の推進が必要である。</p> | | | | | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | | | | | |
| 事務事業名：標準営業約款普及啓発推進事業 | | | | | | | | | |
| 平成19年度：3百万円(補助割合：[国10/10]) | | | | | | | | | |
| 予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | | | | | | |
| 実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 | | | | | | | | | |
| ：都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 | | | | | | | | | |
| ：その他() | | | | | | | | | |

概要：標準営業約款制度が昭和58年に発足したが、その普及率はいまだ低調であり、生活衛生同業組合・営業者の理解、消費者側の認知度とも不十分な状況である。当該制度は利用者又は消費者の利益の擁護に資するための施策であり、本事業によって営業者並びに消費者に対して、その普及と登録の促進を図るものである。

| 個別目標2 | | | | | | |
|--|-------------------------------|------|------|------|------|-----|
| 建築衛生の改善及び向上等を図ること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%) (-/-) | | | | | |
| | 浮遊粉じんの量 | 1.8 | 1.9 | 2.3 | 2.1 | 集計中 |
| | 一酸化炭素含有率 | 0.3 | 0.5 | 0.7 | 0.4 | 集計中 |
| | 二酸化炭素含有率 | 8.5 | 10.6 | 12.5 | 13.8 | 集計中 |
| | 温度 | 10.4 | 10.0 | 11.4 | 14.3 | 集計中 |
| | 相対湿度 | 34.6 | 36.5 | 38.8 | 42.8 | 集計中 |
| | 気流 | 0.9 | 1.2 | 1.3 | 1.7 | 集計中 |
| | ホルムアルデヒドの量 | - | 2.3 | 3.9 | 2.2 | 集計中 |
| | 水質基準 | 0.2 | 0.4 | 0.4 | 1.4 | 集計中 |
| | 残留塩素含有率 | 1.8 | 1.6 | 1.8 | 1.9 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。 各年度の欄の数値は、前年度(例:H18の場合は、平成17年4月~18年3月)の調査結果である。なお、平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月頃にとりまとめる予定である。 「ホルムアルデヒドの量」については、平成15年4月から新たに建築物環境衛生管理基準に加えられたため、平成15年度分から測定を開始している。 | | | | | | |
| 個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | |
| <p>個々の建築物における建築物環境衛生管理基準に係る不適合率を把握し、都道府県等に適切な助言等を行うことにより、都道府県等が行う維持管理に係る行政指導に資することができ、高いレベルでの衛生的維持管理の推進が可能となる。</p> <p>建築物環境衛生管理基準に係る特定建築物の不適合率については、顕著な減少は見られないものの、近年の建築物の高層化、建築物構造の多様化・複雑化の状況の中で、目立った増加はなくほぼ横ばいを維持しているところである。不適合が判明した特定建築物については、都道府県等において必要に応じ、所有者等に指導等を実施するため、立入検査を通じて、建築物衛生の改善及び向上等を推進していると評価することができる。</p> <p>また、維持管理基準の遵守を図るため、平成20年1月に改正した「建築物環境衛生維持管理要領」及び管理方法の一例を示した「建築物における維持管理マニュアル」を都道府県等に周知し、適切かつ効率的な維持管理の浸透を図っている。このマニュアルでは、空気環境の調整、給水及び排水の管理等の個別の維持管理項目について、維持管理の具体例及び望ましい管理方法を提示するものであり、昨今建築物の構造が複雑化している現状に対応し、個別空調設備の維持管理やIPM(総合的有害生物管理)の具体的方法について示している。個々の特定建築物の所有者等に対し、維持管理のための指導等を行う際に、維持管理要領及びマニュアルの浸透を図ることで、衛生的な維持管理の向上に寄与している。</p> <p>引き続き建築物における衛生に係る状況を把握し、また、適切な維持管理手法を検討していくこと等により、建築物衛生の改善及び向上等に努めていくことが必要である。</p> | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 建築物環境衛生対策 |
| 平成19年度 予算額 | 22百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：建築物衛生法に基づく維持管理の基準や方法等について、検討を行うとともに、都道府県等の建築物衛生法担当者への研修等を通じた指導及び建築物衛生管理技術者国家試験管理を行っている。 | |

5. 評価結果の分類

| | |
|---|-----|
| 1 施策目標に係る指標の目標達成率 | |
| 指標1 目標達成率 | — % |
| 指標2 目標達成率 | — % |
| (目標達成率を算定できない場合、その理由) 当該指標について評価する上での母数となる組合数や事業者数については時代の変化等により増減するものであり、また、本施策は衛生水準の維持向上等を目的として継続的に推進する必要があるため、達成水準及び時期は設定できないものである。 | |
| 2 評価結果の政策への反映の方向性 | |
| i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） | |
| ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） | |
| (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 | |
| <input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 | |
| (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 | |
| iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） | |
| (理由) 生活衛生の向上及び推進を図るため、継続的に関係施策を推進する必要があるため。 | |
| 3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○） | |
| (施策目標に係る指標) | |
| i 指標の変更を検討 | |
| ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 | |
| (個別目標に係る指標) | |
| i 指標の変更を検討 | |
| ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 | |
| (理由) 生活衛生の向上及び推進を図るため、継続的に関係施策を推進する必要があるため。 | |

6. 特記事項

| | |
|----------------------------|-----|
| ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等） | なし。 |
| ②各種政府決定との関係及び遵守状況 | なし。 |
| ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 | なし。 |
| ④会計検査院による指摘 | なし。 |
| ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 | なし。 |

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

| |
|-----|
| なし。 |
|-----|